

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 3 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500837号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500260号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成23年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成23年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成23年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年3月31日から平成23年4月1日まで

平成23年3月31日までA社に勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が保険給付の対象とならない加入記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。請求期間についても、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る勤務記録及び給与一覧表(個人別)並びに雇用保険の加入記録により、請求者は同社に平成23年3月31日まで勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与一覧表(個人別)により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が請求期間に係る事務手続を誤ったとして厚生年金保険被保険者資格喪失日訂正の届出を行っていることから、年金事務所は、請求者の平成23年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に

係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500657号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500259号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年4月から昭和45年3月まで
② 昭和60年12月から昭和63年12月まで
③ 平成5年1月から平成18年12月まで

A社には、昭和43年4月に入社し、昭和45年3月まで勤務した。この間、同社D支店に所属し、営業職として家庭用ミシンのセールス業務を行っていた。また、C社には、昭和60年12月から昭和63年12月までと、平成5年1月から平成18年12月まで営業担当として勤務し、厚生年金保険料として給与から1万5,000円を天引きされていた。それぞれの事業所での厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、当該期間中に請求者がA社D支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、人事関係資料が保管されていないため、請求者の請求期間①に係る勤務の実態については不明であるが、昭和20年以降に厚生年金保険に加入した者が記載されている加入員台帳には請求者の氏名は記載されていない旨回答している。

また、請求者は営業職として家庭用ミシンのセールス業務を行っていたとしているところ、B社は、請求期間①当時の営業職については、当初は委任契約の事業所得者としての取扱いであり、試用期間を経過した後の営業成績により社会保険に加入させていた旨回答している。

なお、請求期間①当時の同僚は、「当時、営業職で入社した販売社員は入社と同時に厚生年金保険に加入できず、6か月の試用期間経過後、優秀な営業販売社員としての期間を経て、管理監督者となる内勤職に変わらなければ厚生年金保険に加入できなかった。このため営業職

の販売社員は、入社2、3年後に厚生年金保険に加入するというのが大勢であり、自分は入社2年後に厚生年金保険に加入した。」と陳述しており、オンライン記録によると、当該同僚の陳述どおり厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、概ね入社2年後の昭和43年1月1日であることが確認できる。

また、E健康保険組合は、請求期間①において請求者の氏名はないと回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、請求期間①において請求者の氏名はなく、健康保険証の番号に欠番もない。

このほか、請求者が請求期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者が当該期間に勤務していたとするC社は、法人登記の記録は確認できず、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録もない上、請求者は事業主及び同僚について氏名を詳細に記憶していないことから、請求者の当該期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、F市役所市民部保険年金課では、請求期間③のうち、平成12年12月1日から平成18年12月31日までの期間については、請求者は国民健康保険に加入しており、保険税も納付済みである旨回答している。

さらに、F市役所財務部市民税課では、請求期間③のうち、平成18年度（17年分）及び平成19年度（18年分）については、請求者は給与所得がないため非課税となっている旨回答している。

このほか、請求者が請求期間②及び③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もなく、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。